

「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に向けた取組について

平成 25 年 4 月の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の施行に伴い、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が策定されたことを受け、平成 26 年 9 月、区は「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

令和 6 年 7 月に、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ政府行動計画が抜本改定され、これを受けて令和 7 年 5 月には都行動計画が改定となったことから、上記 2 計画との整合性を図りつつ、区が積み重ねてきた知見や経験を反映させるため、以下のとおり行動計画改定に向けた取組を進めることとする。

1 行動計画改定の目的等

（1）行動計画改定の目的

- 特措法をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見や経験を踏まえ、将来の新たな感染症等への備えを強化する。
- 改定計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策を実施できるようにする。

（2）根拠法令

特措法第 8 条

（3）対象とする感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

2 行動計画改定の基本的な考え方（別紙参照）

- （1）政府行動計画及び都行動計画並びに「杉並区感染症予防計画」との整合性を図る。
- （2）新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症も含む）や、指定感染症、新感染症を対象とし、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置く。
- （3）国及び都に合わせて、より実践的、具体的な計画とするため、対策項目を従来の 8 項目から 13 項目に拡充し、項目ごとに感染症の発生段階を 3 段階（準備期、初動期、対応期）に分けて、それぞれに応じた考え方や取組内容について精査する。
- （4）新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた内容となるよう、これまでに積み重ねてきた知見や経験、区独自の取組を反映し、全庁的な体制で対応するための計画とする。

3 計画期間

行動計画は感染症危機に対する平時の備えや、有事の際に必要な対策を講ずるための普遍的な計画であるため、終期は定めないこととする。

ただし、政府行動計画や都行動計画が改定された場合は、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

4 改定の進め方

○計画改定案の検討に当たり、以下の取組を実施する。

- ・「杉並区新型インフルエンザ等対策調整会議設置要綱」に基づき、部会において検討を行う。
- ・「杉並区新型インフルエンザ等対策関係機関連絡会設置要綱」に基づき、連絡会で意見聴取を実施する。

○計画改定案について、「杉並区自治基本条例」に基づく、区民等の意見提出手続を実施する。

5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|----------------------------|
| 令和8年2月 | 計画改定案の策定及び災害対策・防犯等特別委員会に報告 |
| 3月～ | 区民等の意見提出手続の実施（～4月） |
| 6月 | 計画の決定及び災害対策・防犯等特別委員会に報告 |

杉並区新型コロナウイルス等対策行動計画改定概要

国と都の動向、区の予定

令和6年7月 政府行動計画改定	・新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実。 ・発生段階を整理し、対策項目を拡充。 ・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、対策を具体化。
令和7年5月 東京都行動計画改定	・上記、政府行動計画の改定を受け、抜本改定。 ・新型コロナウイルス感染症対策において積み重ねてきた知見・経験を活かす。 ・首都東京の特性を踏まえた対策の具体化。
令和8年6月予定 杉並区行動計画改定	・上記2計画との整合性を図りながら、これまで区が積み重ねてきた知見・経験、区独自の取組を反映し、将来の新たな感染症等への備えを強化する。令和8年6月までの改定を目指す。

区行動計画改定の目的

- ✓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見や経験を踏まえ、将来の新たな感染症等への備えを強化する。
- ✓ 改定計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策を実施できるようにする。

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

①他計画との整合性	抜本改定された政府行動計画及び都行動計画に加えて、杉並区感染症予防計画との整合性を図る。														
②幅広い感染症への対応	新型インフルエンザだけでなく、新型コロナウイルス感染症や指定感染症、新感染症を対象とし、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置く。														
③対策項目の拡充	新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を中心に、項目を独立し記載を充実させる。対策項目を8項目から13項目に拡充し、内容を精密化する。 <table><tr><td>①実施体制</td><td>⑧医療</td></tr><tr><td>②情報収集・<u>分析</u></td><td>⑨<u>治療薬・治療法</u></td></tr><tr><td>③サーベイランス</td><td>⑩<u>検査</u></td></tr><tr><td>④情報提供・共有,<u>リスクコミュニケーション</u></td><td>⑪<u>保健</u></td></tr><tr><td>⑤<u>水際対策</u></td><td>⑫<u>物資</u></td></tr><tr><td>⑥まん延防止</td><td>⑬区民生活及び区民経済の安定の確保</td></tr><tr><td>⑦<u>ワクチン</u></td><td>※新規項目に下線</td></tr></table>	①実施体制	⑧医療	②情報収集・ <u>分析</u>	⑨ <u>治療薬・治療法</u>	③サーベイランス	⑩ <u>検査</u>	④情報提供・共有, <u>リスクコミュニケーション</u>	⑪ <u>保健</u>	⑤ <u>水際対策</u>	⑫ <u>物資</u>	⑥まん延防止	⑬区民生活及び区民経済の安定の確保	⑦ <u>ワクチン</u>	※新規項目に下線
①実施体制	⑧医療														
②情報収集・ <u>分析</u>	⑨ <u>治療薬・治療法</u>														
③サーベイランス	⑩ <u>検査</u>														
④情報提供・共有, <u>リスクコミュニケーション</u>	⑪ <u>保健</u>														
⑤ <u>水際対策</u>	⑫ <u>物資</u>														
⑥まん延防止	⑬区民生活及び区民経済の安定の確保														
⑦ <u>ワクチン</u>	※新規項目に下線														
④発生段階の整理	対策項目ごとに感染症の発生段階を、準備期、初動期、対応期の3段階に分けて記載し、それぞれに応じた考え方や取組内容を精査する。														
⑤区の経験を反映	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた内容となるよう、これまでに積み重ねてきた知見や経験、区独自の取組を反映し、全庁的な体制で対応するための計画とする。														

杉並区新型コロナウイルス等対策行動計画の対策項目の考え方

現行の区行動計画 対策項目（8項目）

（総論）実施体制

①サーベイランス・
情報収集

②情報提供・共有

③区民相談

④感染拡大防止

⑤予防接種

⑥医療

⑦区民生活及び経済活動の
安定の確保

⑧都市機能の維持

国と都の改定を踏まえ、
区においても13対策項目で整理する方針
区の行動計画に

区行動計画対策項目の改定案 （13項目）※新規項目は赤字で記載

①実施体制

②情報収集・分析

③サーベイランス

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

⑤水際対策

⑥まん延防止

⑦ワクチン

⑧医療

⑨治療薬・治療法

⑩検査

⑪保健

⑫物資

⑬区民生活及び区民経済の安定の確保

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方

現行の区行動計画 発生段階（6段階）

未発生期

海外発生期

国内発生早期

都内発生早期

都内
感染期

〈医療体制〉
第一ステージ
(通常の院内体制)

第二ステージ
(院内体制の強化)

第三ステージ
(緊急体制)

小康期

国と都の改定を踏まえ、
区においても3段階で整理する方針
区の行動計画に

区行動計画発生段階の改定案（3段階）

前頁の13項目それぞれにおいて、発生段階（3段階）ごとの考え方を記載

準備期
(予防や準備等の事前準備の期間)

初動期
(感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知以降、
政府対策本部が設置され、基本的方針対処方針が策定、実行されるまでの期間)

対応期（以下4期に分類）

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期